

令和8年度

下仁田町上水道水質検査計画

下仁田町役場 建設水道課

令和8年度水質検査計画

水道法施行規則により水道事業者は、水源種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況等について総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を策定し、水道の需要者に対して情報提供することとされています。

これに基づき、下仁田町（上水道）では令和8年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。

（概要）

下仁田町上水道事業の水質検査計画の概要（構成）は次のとおりです。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び水道水の状況
4. 検査地点
5. 検査項目及び検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法
8. 検査結果の公表
9. 関係者との連携

1. 基本方針

（1）検査地点

水質検査は、水道法で義務づけられている給水栓で行い、配水系統ごとを実施します。また、原水についても検査いたします。

（2）検査項目

検査項目は、水道法で義務づけられている水質基準項目について行います。また、水質管理上留意すべき項目として設定されている、水質管理目標設定項目については必要に応じ検査を行います。

（3）検査頻度

検査頻度は、水道法及び当町の過去の検査結果などに基づき、各項目に応じて実施します。なお、省略可能項目については過去の検査結果を考慮して定めます。

2. 水道事業の概要

（1）給水状況

（令和7年3月31日現在）

給水区域	下仁田町の行政区域内（大字上小坂、大字南野牧、大字西野牧、大字風口及び大字平原の各一部を除く）
給水人口	5,750人
給水件数	2,921件

(2) 直営浄水場施設の概要

区 分	施設ごとの内容			
浄 水 場 名	樽 下 浄 水 場		宮畑浄水場	西部浄水場
所 在 地	吉崎 803 番地 4		吉崎 206 番地 4	南野牧 10169 番地
水 源	高倉川 (表流水)	栗山川 (表流水)	鎚川 (表流水)	市の萱川 (表流水)
処 理 方 式	薬 品 沈 殿 急 速 ろ 過 前・後塩素処理	薬 品 沈 殿 急 速 ろ 過 前・後塩素処理	薬 品 沈 殿 急 速 ろ 過 前・中・後塩素処理	薬 品 沈 殿 急 速 ろ 過 前・後塩素処理
処理能力(m ³ /日)	2,500m ³ /日	1,200m ³ /日	3,000m ³ /日	910 m ³ /日
一日最大配水量	969.5m ³ /日		2,700 m ³ /日	1024.2 m ³ /日

区 分	施設ごとの内容			
浄 水 場 名	馬居沢浄水場	芝の沢浄水場	巣郷浄水場	虻田浄水場
所 在 地	東野牧 1454 番地	西野牧 12394 番地	西野牧 11867 番地	中小坂 2438 番地
水 源	表流水	表流水	表流水	湧水
処 理 方 式	緩速ろ過 塩素処理	緩速ろ過 塩素処理	緩速ろ過 塩素処理	塩素処理
処理能力(m ³ /日)	33 m ³ /日	96.8 m ³ /日	48.38 m ³ /日	77 m ³ /日
一日最大配水量	28.3 m ³ /日	62.2 m ³ /日	49.5 m ³ /日	75 m ³ /日

区 分	施設ごとの内容			
浄 水 場 名	馬山東部浄水場	上馬山浄水場	青倉浄水場	土谷沢浄水場
所 在 地	馬山 1345 番地	馬山 5131 番地	青倉 3272 番地 1	青倉 3324 番地
水 源	表流水	湧・表流水	表流水	表流水
処 理 方 式	緩速ろ過 塩素処理	緩速ろ過 塩素処理	緩速ろ過 塩素処理	緩速ろ過 塩素処理
処理能力(m ³ /日)	198.7 m ³ /日	302.4 m ³ /日	691.2 m ³ /日	25.056 m ³ /日
一日最大配水量	125.5 m ³ /日	151.7 m ³ /日	178 m ³ /日	27.3 m ³ /日

区 分	施設ごとの内容			
浄 水 場 名	相沢浄水場	清水沢・赤岩浄水場	滑岩浄水場	上栗山浄水場
所 在 地	南野牧 8558 番地	西野牧 14727 番地 3	西野牧乙 15121 番地	栗山 997 番地 1
水 源	表流水	表流水	表流水	表流水
処 理 方 式	緩速ろ過 塩素処理	緩速ろ過 塩素処理	緩速ろ過 塩素処理	緩速ろ過 塩素処理
処理能力(m ³ /日)	10.5m ³ /日	13.2 m ³ /日	10.5m ³ /日	37.0 m ³ /日
一日最大配水量	10.6m ³ /日	12.6m ³ /日	10.1 m ³ /日	31.8 m ³ /日

区 分	施設ごとの内容	
浄 水 場 名	高倉浄水場	細萱浄水場
所 在 地	栗山 1556 番地	馬山 6533 番地 2
水 源	表流水	表流水
処 理 方 式	緩速ろ過 塩素処理	緩速ろ過 塩素処理
処理能力(m ³ /日)	14.8 m ³ /日	35.2 m ³ /日
一日最大配水量	12.1 m ³ /日	31.6 m ³ /日

(2) 地元水道組合管理の簡易水道・小水道施設の一覧

①上小坂簡易水道

〔所在地〕 大字上小坂 726 番地

②四ツ家簡易水道

〔所在地〕 大字上小坂 882 番地

③平原小水道

〔所在地〕 大字平原 地内

④屋敷小水道

〔所在地〕 大字南野牧屋敷 地内

⑤高立小水道

〔所在地〕 大字西野牧高立 地内

⑥上大栗小水道

〔所在地〕 大字西野牧大栗 地内

3. 原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況

急速ろ過方式の浄水場ごとに、原水で留意すべき事項及び対象項目等は、次のとおりです。

浄水場名	留意すべき事項	対象項目
樽下浄水場	・降雨による濁水の発生 ・生活排水の混入	・濁度 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
宮畑浄水場	・降雨による濁水の発生 ・生活排水、工場排水の混入 ・地質、自然による影響	・濁度 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・硬度 ・蒸発残留物
西部浄水場	・降雨による濁水の発生	・濁度

(2) 水道水の状況

水道水は水質基準をすべて満たしており、安全で良質な水をお届けしておりますが、今後も一層の水質管理強化を実施していきます。

4. 検査地点

採水地点は原則として給水栓で行うため、給水栓から採水します。

浄水場ごとに下記の地点を選定し、検査します。

	採水場所	住所
宮畑浄水場	仲町町営駐車場	大字下仁田 337 番地 1
	田城地区集会所	大字馬山 2261 番地 1
	下小坂 2 区公会堂	大字中小坂 193 番地 3
	小河原地区集会所	大字青倉 340 番地 1
樽下浄水場	需要家様宅	大字吉崎地内
西部浄水場	町営バス小坂事務所	大字中小坂 936 番地 1
馬居沢浄水場	馬居沢公会堂	大字東野牧 1715 番地
芝の沢浄水場	需要家様宅	大字西野牧地内
巣郷浄水場	小平公会堂	大字西野牧 11678 番地
虻田浄水場	需要家様宅	大字中小坂地内
馬山東部浄水場	需要家様宅	大字馬山地内
上馬山浄水場	蒔田公会堂	大字馬山字蒔田地内
青倉浄水場	青倉保育園	大字青倉 505 番地 1
土谷沢浄水場	需要家様宅	大字青倉地内
相沢浄水場	需要家様宅	大字南野牧地内
清水沢・赤岩浄水場	需要家様宅	大字西野牧地内
滑岩浄水場	清水区集会所	大字西野牧 15034 番地 3
上栗山浄水場	栗山公会堂	大字栗山 583 番地 9
高倉浄水場	需要家様宅	大字栗山地内
細萱浄水場	細萱公会堂	大字馬山 5613 番地
三本杉浄水場	需要家様宅	大字馬山地内

5. 検査項目及び検査頻度

(1) 検査項目

①毎日検査

下記の3項目については1日に1回の検査を行います。

【色・濁り・残留塩素】

②水質基準項目の検査

a) 1ヶ月に1回の検査

下記の9項目については1ヶ月に1回の検査を行います。

【一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素量 TOC)、pH 値、味、臭気、色度、濁度】

b) 概ね3ヶ月に1回の検査項目

消毒副生成物の11項目、平成26年度からの新規項目及び省略不可能の項目については、概ね3ヶ月に1回検査を行います。

改正水道法の施行により、令和8年度4月1日から水質検査が義務化された「PFOS 及び PFOA」についても概ね3ヶ月に1回検査を行います。

●省略不可項目

【シアン化物イオン及び塩化シアン】

●消毒副生成物11項目

【塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド】

③原水の検査

基準項目から消毒副生成物及び味を除いた40項目については、1年に1回検査を行います。

なお、クリプトスポリジウム汚染を防止するため、毎月1回指標菌検査を実施します。

(2) 検査頻度

検査頻度及び頻度設定の理由については、別表のとおりです。

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) その他、特に必要があると認められたとき

7. 水質検査の方法

(1) 毎日検査の項目

検査項目①（毎日検査の項目）については、職員が国で定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」等）により行います。

(2) 水質基準項目、原水及び臨時の水質検査

検査項目②、③及び臨時の水質検査業務については、水道法第20条第3項による環境大臣登録

機関に委託します。

なお、委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視し、次の①～④に掲げる事項を満たす検査機関にします。

- ① 水質検査結果を客観的に保証する ISO9001 認証取得検査機関。
- ② 水質基準 5 2 項目すべて自社分析できる検査機関。
- ③ 緊急時の水質検査（水質基準項目）において、少なくとも 3 日間で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関。
- ④ 検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」により行い、水質管理目標設定項目及びその他については環境省水道課長通知、上水試験方法等によって行う。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画や水質検査結果については、町の広報等への掲載、町民ホールの情報公開コーナー、等で閲覧できるようにいたします。

検査結果の評価については検査ごとに行い、検査の結果をもとに必要があれば検査計画を見直していきます。

9. 関係機関との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合には、町保健課、県保健福祉事務所、河川管理者である県土木事務所等と情報交換を図りながら、連携した現地調査と適正な浄水処理を行い水道水の安全確保に努めます。